

屋外広告物の禁止区域の指定について

(平成8年2月26日 告示第6号)

最近改正 (平成27年8月5日 告示第302号)

堺市屋外広告物条例(平成7年条例第38号。以下「条例」という。)第11条第2号から第7号までの規定により、次のとおり屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所等(以下「禁止区域」という。)を指定したので、条例第30条第2号の規定に基づき、告示する。

平成 8 年 2 月 2 6 日

堺市長 幡 谷 豪 男

- 1 条例第11条第2号の規定に基づき指定する禁止区域は、次のとおりとする。
 - (1) 大仙風致地区の全部
 - (2) 浜寺風致地区の全部
- 2 条例第11条第3号の規定に基づき指定する禁止区域は、別表第1に定めるとおりとする。
(平23告示37・改正)
- 3 条例第11条第4号の規定に基づき指定する禁止区域は、別表第2に定めるとおりとする。
(平23告示37・改正)
- 4 条例第11条第5号の規定に基づき指定する禁止区域は、別表第3に定めるとおりとする。
(平10告示45・追加、平14告示45・追加、平15告示44・改正、平23告示37・改正、平27告示302・改正)
- 5 条例第11条第6号及び第7号に規定する区域は、別表第4及び別表第5に定めるとおりとする。
(平15告示44・追加、平23告示37・改正、平27告示302・改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 前項に規定する日において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域についての用途地域の変更に関する都市計画が決定されていないときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による告示がある日の前日までの間は、別表第3の備考第1項の表中「都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域が第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域である区域」とあるのは「別図において第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として表示する区域」と、「都市計

画法第2章の規定により定められた用途地域が商業地域及び近隣商業地域である区域」とあるのは「別図において商業地域及び近隣商業地域として表示する区域」と読み替え、別表第4の備考第1項を次のように読み替えて、別表第3又は別表第4の規定を適用する。

- 3 別図において第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として表示する区域を住居系地域とし、同図において商業地域、近隣商業地域及び準工業地域として表示する区域を商業系地域とし、同図において工業地域及び工業専用地域として表示する区域を工業系地域とする。

附 則（平成10.4.1告示45）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14.3.5告示45）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15.3.20告示44）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成15年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において、現に許可を受け適法に表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件については、この告示による改正後の屋外広告物の禁止区域の指定についてに定める許可の基準に適合しなくなるものについても、当該許可の期限内は、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することができる。

附 則（平成16.11.26告示260）

この告示は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17.1.27告示13）

この告示は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成23.2.28告示37）

この告示は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成27.8.5告示302）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（平17告示13・追加、平23告示37・改正、平27告示302・改正）

1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第2項の規定により指定された国宝の建造物及びその周辺について

国宝の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
桜井神社拝殿	堺市南区 片蔵	当該建造物 及びその敷地の全部	No. 148

備考 摘要の欄に定める番号は、堺市文化財地図に表示された当該文化財の所在地の番号を表すものである。以下別表第1から別表第3までにおいて同じ。

2 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財の建造物及びその周辺について

重要文化財の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
大安寺本堂	堺市堺区 南旅籠町東4丁	当該建造物 及びその敷地の全部	No. 16
海会寺本堂 庫裏及び門廊	同 堺区 南旅籠町東3丁	同 上	No. 17
日部神社本殿	同 西区 草部	同 上	No. 136
多治速比売神社本殿 附棟札	同 南区 宮山台2丁	同 上	No. 147
法道寺 多宝塔 食堂	同 南区 鉢ヶ峯寺	同 上	No. 149
南宗寺 仏殿 附棟札 山門 附棟札 唐門	同 堺区 南旅籠町東3丁	同 上	No. 165
高林家住宅 (主家及び表門) (米蔵及び西蔵)	同 北区 百舌鳥赤畑町5丁	同 上	No. 187
山口家住宅	同 堺区 錦之町東1丁	同 上	No. 189
旧浄土寺九重塔	同 堺区 百舌鳥夕雲町2丁	同 上	No. 310

3 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡の地域について

史跡の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
土佐十一烈士墓	堺市堺区 宿屋町東3丁	当該地域の全部	No. 3
丸保山古墳	同 堺区 北丸保園	同 上	No. 21
塚廻古墳	同 堺区 百舌鳥夕雲町1丁	同 上	No. 33
収塚古墳	同 堺区 百舌鳥夕雲町2丁	同 上	No. 47
長塚古墳	同 堺区 百舌鳥夕雲町2丁	同 上	No. 48
乳岡古墳	同 堺区 石津町2丁	同 上	No. 66
いたすけ古墳	同 北区 百舌鳥本町3丁	同 上	No. 75
文珠塚古墳	同 西区 上野芝向ヶ丘町1丁	同 上	No. 103
四ツ池遺跡	同 西区 浜寺船尾町西5丁	同 上	No. 108
土塔	同 中区 土塔町	同 上	No. 128
旧堺燈台	同 堺区 大浜北町5丁	同 上	No. 168
黒姫山古墳	同 美原区 黒山無番地・302他	同 上	No. 441

4 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された名勝の地域について

名勝の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
南宗寺庭園	堺市堺区 南旅籠町東3丁	当該地域の全部	No. 165

5 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された天然記念物の地域について

天然記念物の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
妙国寺のそてつ	堺市堺区 材木町東4丁	当該地域の全部	No. 4

別表第2（平23告示37・改正）

1 大阪府文化財保護条例第7条第1項の規定により指定された大阪府指定有形文化財の建造物及びその周辺について

大阪府指定有形文化財の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
菅原神社楼門	堺市堺区 戎之町東2丁	当該建造物 及びその敷地の全部	No. 5
家原寺石造板碑	同 西区 家原寺町1丁	同 上	No. 121

2 大阪府文化財保護条例第46条第1項の規定により指定された大阪府指定史跡の地域について

大阪府指定史跡の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
堺県庁跡	堺市堺区 神明町東3丁	当該地域の全部	No. 1
塔塚古墳	同 西区 浜寺元町	同 上	No. 119
御坊山古墳	同 中区 辻之	同 上	No. 131
高蔵寺73号窯跡 ・74号窯跡	同 南区 宮山台2丁	同 上	No. 281
丹比廃寺塔跡	同 美原区 多治井884-1、 884-3	同 上	No. 449

3 大阪府文化財保護条例第46条第1項の規定により指定された大阪府指定名勝の地域について

大阪府指定名勝の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
祥雲寺庭園	堺市堺区 大町東4丁	当該地域の全部	No. 13

4 大阪府文化財保護条例第46条第1項の規定により指定された大阪府指定天然記念物の地域について

大阪府指定天然記念物の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
百舌鳥のくす	堺市北区 中百舌鳥町4丁	当該地域の全部	No. 49
百舌鳥八幡宮のくす	同 北区 百舌鳥赤畑町5丁	同 上	No. 85
踞尾のそてつ	同 西区 津久野町3丁	同 上	No. 106
方違神社の くろがねもち	同 堺区 北三国ヶ丘町3丁	同 上	No. 175
藤井邸のくろがねもち	同 西区 津久野町3丁	同 上	No. 176
藤井邸のかや	同 西区 津久野町3丁	同 上	No. 176
美多弥神社の しりぶかがし社叢	同 南区 鴨谷台1丁	同 上	No. 178

別表第3(平10告示45・追加、平14告示45・追加、平15告示44・改正、平16告示260・追加、平23告示37・改正、平27告示302・改正)

1 堺市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された堺市指定有形文化財の建造物及びその周辺について

堺市指定有形文化財の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
石津太神社 北本殿・南本殿・拝殿 ・一の鳥居・二の鳥居	堺市西区 浜寺石津町中4 丁	当該建造物 及びその敷地の全部	No. 369
愛染院本堂	同 北区 蔵前町	同 上	No. 405
井上家住宅主屋	同 堺区 北旅籠町西1丁3 -22	同 上	No. 189
菅生神社本殿	同 美原区 菅生178-1	同 上	No. 473
日部神社神門	同 西区 草部262	同 上	No. 479

2 堺市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された堺市指定有形文化財の名勝の地域について

堺市指定有形文化財の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
片桐棲龍堂庭園	堺市 堺区 西湊町3丁 1-16	当該敷地の全部	No. 485

別表第4（平15告示44・改正、平27告示302・改正）

条例第11条第6号の規定により禁止区域として市長が指定する道路の区間は、次表のとおりとし、当該区間内においてこれらの道路に接続する地域のうち同表の規定に該当する区域については、同条第7号の規定により市長が指定する区域とする。

市長が指定する道路の区間 (本市の区域内に限る。)	道路に接続する地域で市長が指定する区域 (本市の区域内に限る。)
高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線（阪和自動車道） (府道泉大津美原線との分岐点から和泉市界までに限る。)	路端から両側100メートル未満の区域
府道富田林泉大津線 (府道堺泉北環状線の内側の内部に限る。ただし、都市計画法第2章の規定による商業地域を除く。)	
府道堺狭山線 (府道堺泉北環状線の内側の内部に限る。ただし、都市計画法第2章の規定による商業地域を除く。)	
府道堺かつらぎ線 (府道泉大津美原線との交点から都市計画道路上之美木多上線までに限る。)	
一般国道26号 (国道310号との交点から市道浜寺船尾線との交点までに限る。)	
府道泉大津美原線 (都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。)	
府道高速大阪堺線（阪神高速道路）	
府道高速湾岸線（阪神高速道路）	
高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線（阪和自動車道）、府道堺かつらぎ線、府道泉大津美原線	左記の3つの道路に囲まれた区域。 ただし、上記に該当する区域を除く。

別表第5（平15告示44・追加、平23告示37・改正、平27告示302・改正）

条例第11条第7号の規定に基づく区域は、府道堺狭山線（別表第4の規定に該当する区間を除く。）に接続する地域で次表のとおりとする。

接続する道路	道路に接続する地域で市長が指定する区域
府道堺狭山線	泉北高速鉄道敷地内

